

感染抑制のための沖縄県対応方針(警戒レベル2)

基本的な
考え方

新型コロナウイルスの感染拡大抑制に向け、人と人の接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

【感染の再拡大を抑制するための対策】

現況

- 新たな変異株オミクロン株への置き換わりが進み、沖縄本島の中北部から感染が全県に広がっています。
- 昨年同時期に、年始の親族間交流や成人式後の宴会等による接触機会の増加による第3波のピークが発生しました。
- 現在の感染再拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。

県の方針及び取り組み

- 感染の再拡大を抑制するため、県民・事業者等に対し要請及び働きかけを実施する。
- 引き続き感染拡大の兆候がある地域に対し注意喚起等を行う。
 - ① 特に警戒が必要な地域を、各市又は保健所単位で特に注意を要する地域として迅速に発信する。
(目安:市・保健所単位人口10万人あたり25人超(週))
 - ② 急拡大の恐れがあるときに、更なる強い措置を講じる
(目安:全県10万人あたり25人超(週)(1日平均新規陽性者数53人超)かつ前週比1.3超)
- 季節的な行事に対する注意喚起を行う。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出を控え、外出や移動の際には、できるだけ家族や普段行動を共にしている仲間と行動すること
- マスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策を行い行動すること
- 県外との往来について、感染が拡大している地域(新規陽性者人口10万人あたり25人以上)への往来は慎重に検討すること。往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
また、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること
- 離島への往来については、来島自粛を求めている場合があるため、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること。体調不良の際は中止または延期を検討すること。また、ワクチン接種の完了または事前のPCR等検査の受検を推奨。
- 模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密をさけ・2時間以内で開催すること。

基本的な感染防止対策に関する要請

- 感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと
- ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
- ◆ 大人数での会食を実施する場合は、ワクチン接種完了者又は検査陰性者で行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

※ 不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※ 4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
- 感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

※修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u>• 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気• 発熱その他の症状のある者の入場の禁止• 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒• マスク着用その他感染防止に関する措置の周知• 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)• アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:感染防止対策認証店がワクチン検査・パッケージ制度を適用した場合)</u> <p>(* 結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p>

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
 - 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと)
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
 - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場を含む)
 - ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- 利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

福祉施設への要請

- 職員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- モニタリング検査へ積極的に参加すること
- ワクチン接種の勧奨すること(1・2回目及び3回目を含む)

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- 保育所等では、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。
- ワクチン接種を推進する。特に医療従事者、高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種に取り組む。
- 成人式等の年始の行事の開催にあたっては、参加者に事前のPCR検査の受検を勧めること、あるいは臨時の検査ブースの設置など抗原検査キットを活用した感染対策の徹底すること、及び体調不良者は参加を厳に控えることを呼びかける。感染の急拡大が見られる地域については、式典やその前後の懇親会の延期や中止を検討すること。

学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 部活動は、感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

年末年始の行事に対する注意喚起

① 帰省について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 帰省前10日間は健康チェックを行い、体調不良時は帰省延期を検討ください。
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。
- ◆ 帰省者と懇親する方も事前にワクチン接種の完了をお願いします。

② 新年会などの会食について

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、**4人以下2時間以内としてください。**
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。
- ◆ できるだけワクチン接種完了者又は検査陰性者で実施をお願いします。

③ 成人式について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了**又は**PCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 式典参加にあたっては、マスク着用など基本的な感染防止対策を遵守してください。
- ◆ 式典前後の懇親会は、**4人以下2時間以内とし深夜までの飲酒等を避けてください。**
感染の急拡大がみられる地域では、延期・中止の検討をお願いします。

⚠️ コロナ感染拡大注意報 ⚠️

県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**（人口10万人あたり25人超）にあります。

	10万人あたり 新規感染者数	前週比
〇〇市	□人	×
△△保健所管内	□人	×

上記に該当する市町村におかれましては、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

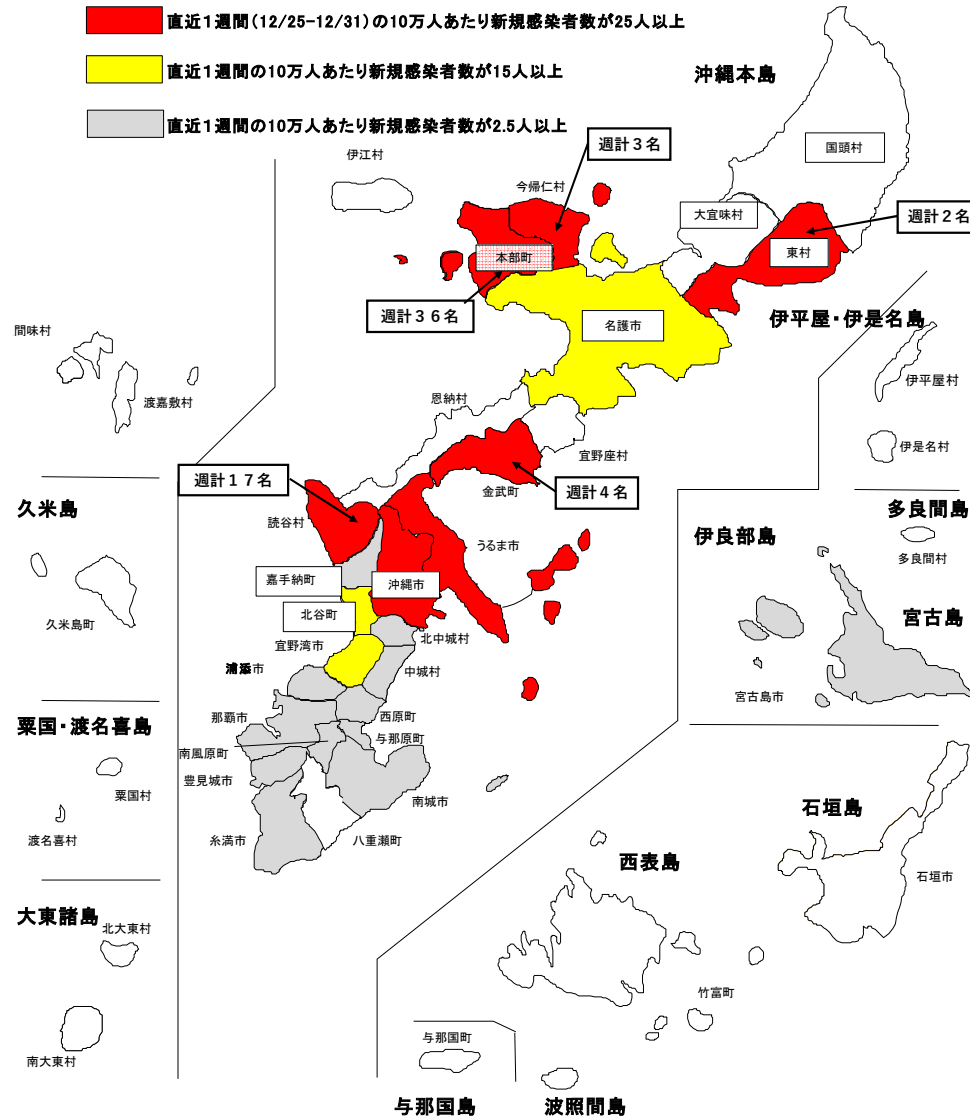
- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控え、4人以下2時間以内で実施
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



市町村別感染状況マップ(1月1日時点)

県全域が感染拡大注意報の対象です

- 直近1週間(12/25-12/31)の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が2.5人以上



季節の行事でのお願いごと ～帰省編～



帰省の際は**ワクチン接種の完了**又は**来訪前の検査**で陰性確認をお願いします。

迎える側も**ワクチン接種**をお願いします。

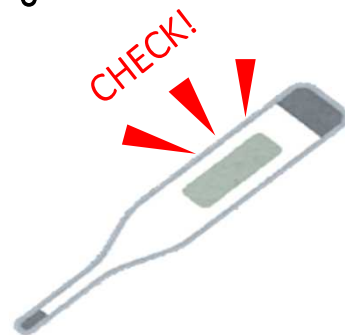


帰る側も

迎える側も



帰省前**10日間**は**健康チェック**を行い、**体調不良**時は**帰省延期**を検討ください。



県内到着後、**体調不良**の際は**県コールセンター**へ**問い合わせ**を。**外出**はお控えください。



↓ コロナかな?と思ったらこちらまで ↓

沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター: **098-866-2129**

季節の行事でのお願いごと ～新年会などの会食編～

会食の頻度を減らし
(特に連日の会食)、
4人以下2時間以内
としてください。



感染防止対策認証店を
ご利用ください。
認証店の検索はこちら↓



飲食店の求める
感染防止対策に
協力してください。
※大声を出さない、
会話時のマスク着用など。



季節の行事でのお願いごと ～成人式編～

事前にワクチン接種完了
又はPCR等検査の受検を
お願いします。



式典中も、マスク着用など
基本的な感染防止対策を。



懇親会は、4人以下2時間以内とし深夜までの飲酒は避けてください。

